



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現状 樹種	現状 年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	阿賀町 津川字上空野中丸	2486	102	4	41	畑	0.0370	杉	57					
2	阿賀町 津川字上空野中丸	2410	102	7	17	山林	0.1530	杉	85					
3	阿賀町 津川字上空野中丸	2411	102	7	16	山林	0.0595	杉	85					
4	阿賀町 津川字上空野中丸	2412	102	7	15	山林	0.2247	杉	62					
5	阿賀町 津川字西山道西	2073-1	102	8	25	山林	0.0945	杉	62					
6	阿賀町 津川字西山道西	2082-1	102	8	17	山林	0.1116	杉	62					
7	阿賀町 津川字新田尻	1607	102	11	72	畑	0.1110	杉	72					
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏 名

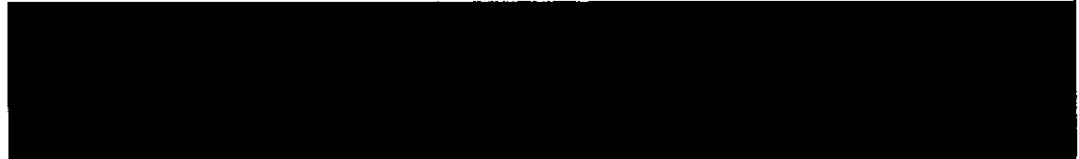
阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

氏 名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益を経営管理に係る経費に充当する。

### (2) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (5) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生した場合、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (6) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (7) 甲への収益及び経費の開示

甲から乙に対し、経営管理に係る経費及び木材の販売による収益の額の開示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

### (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	阿賀町 津川字上空野中丸	2486	102	4	41	
2	阿賀町 津川字上空野中丸	2410	102	7	17	
3	阿賀町 津川字上空野中丸	2411	102	7	16	
4	阿賀町 津川字上空野中丸	2412	102	7	15	
5	阿賀町 津川字西山道西	2073-1	102	8	25	
6	阿賀町 津川字西山道西	2082-1	102	8	17	
7	阿賀町 津川字新田尻	1607	102	11	72	
8						
9						
10						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	1（経費負担） 経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費（乙の）負担とする。  2（収益の取り扱い） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。
1	阿賀町 津川字上空野中丸	2486	102	4	41	
2	阿賀町 津川字上空野中丸	2410	102	7	17	
3	阿賀町 津川字上空野中丸	2411	102	7	16	
4	阿賀町 津川字上空野中丸	2412	102	7	15	
5	阿賀町 津川字西山道西	2073-1	102	8	25	
6	阿賀町 津川字西山道西	2082-1	102	8	17	
7	阿賀町 津川字新田尻	1607	102	11	72	
8						
9						
10						



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現状樹種	現状年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	阿賀町 津川字下空野中丸	2593	102	5	6	山林	0.0512	杉	55					
2	阿賀町 津川字下空野中丸	2594	102	5	5	山林	0.0198	杉	62					
3	阿賀町 津川字下空野中丸	2583-3	102	5	11	畑	0.0024	杉	55					
4	阿賀町 津川字下空野中丸	2583-2	102	5	11	畑	0.0140	杉	55					
5	阿賀町 津川字下空野中丸	2582-1	102	5	33	畑	0.0187	草生地						
6	阿賀町 津川字下空野中丸	4332	102	5	34	畑	0.0158	草生地						
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏 名

阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

氏 名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益を経営管理に係る経費に充当する。

### (2) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (5) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生した場合、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (6) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (7) 甲への収益及び経費の開示

甲から乙に対し、経営管理に係る経費及び木材の販売による収益の額の開示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

### (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	
1	阿賀町 津川字下空野中丸	2593	102	5	6	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2	阿賀町 津川字下空野中丸	2594	102	5	5	
3	阿賀町 津川字下空野中丸	2583-3	102	5	11	
4	阿賀町 津川字下空野中丸	2583-2	102	5	11	
5	阿賀町 津川字下空野中丸	2582-1	102	5	33	
6	阿賀町 津川字下空野中丸	4332	102	5	34	
7						
8						
9						
10						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	
1	阿賀町 津川字下空野中丸	2593	102	5	6	<p>1（経費負担）                      経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費（乙の）負担とする。</p> <p>2（収益の取り扱い）                      経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。</p>
2	阿賀町 津川字下空野中丸	2594	102	5	5	
3	阿賀町 津川字下空野中丸	2583-3	102	5	11	
4	阿賀町 津川字下空野中丸	2583-2	102	5	11	
5	阿賀町 津川字下空野中丸	2582-1	102	5	33	
6	阿賀町 津川字下空野中丸	4332	102	5	34	
7						
8						
9						
10						



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現状樹種	現状年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	阿賀町 津川字上空野	2245	102	3	1	畑	0.0363	杉	57					
2	阿賀町 津川字下空野	2681-1	97	7	1	田	0.0186	その他広葉樹	57					
3	阿賀町 津川字下空野	3959	97	8	28	山林	0.3636	杉	57					
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏 名

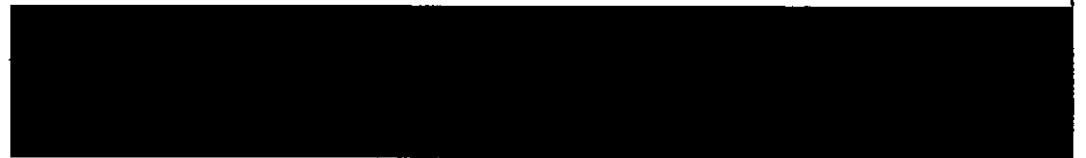
阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

氏 名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益を経営管理に係る経費に充当する。

### (2) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (5) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生した場合、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (6) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (7) 甲への収益及び経費の開示

甲から乙に対し、経営管理に係る経費及び木材の販売による収益の額の開示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

### (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	阿賀町 津川字上空野	2245	102	3	1	
2	阿賀町 津川字下空野	2681-1	97	7	1	
3	阿賀町 津川字下空野	3959	97	8	28	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	1（経費負担） 経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費（乙の）負担とする。  2（収益の取り扱い） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。
1	阿賀町 津川字上空野	2245	102	3	1	
2	阿賀町 津川字下空野	2681-1	97	7	1	
3	阿賀町 津川字下空野	3959	97	8	28	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

# 阿賀町版

## 経営管理権集積計画

### 1 個別事項

整理番号	集44	経営管理権の設定を受ける 市町村（乙）	(氏名) 阿賀町長 神田 一秋								(住所) 新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地				
		経営管理権を設定する森林 の森林所有者（甲）	(氏名)								(住所)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）															
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理権に 基づいて行わ れる経営管理 の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除して なお利益がある場合において 甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	阿賀町 津川字下空野	2759	97	6	5	山林	0.0353	杉	62	公告の日から	20年	別添1参照	別添2参照		
2	阿賀町 津川字下空野	2760-2	97	6	4	山林	0.0274	杉	62	同上	同上	別添1参照	別添2参照		
3	阿賀町 津川字大浦	2791-1	97	8	5	山林	0.1615	杉	82	同上	同上	別添1参照	別添2参照		
4-1	阿賀町 津川字大浦	2794	97	9	14	山林	0.1317	杉	82	同上	同上	別添1参照	別添2参照		
4-2	阿賀町 津川字大浦	2794	97	9	15	山林	0.0000	杉	82	同上	同上	別添1参照	別添2参照		
5	阿賀町 津川字玉泉寺上	2188	102	2	12	畑	0.0472	杉	57	同上	同上	別添1参照	別添2参照		
6	阿賀町 津川字上空野	2360	102	8	1	畑	0.0476	杉	57	同上	同上	別添1参照	別添2参照		
7	阿賀町 津川字姥坂下	3902	102	11	6	山林	0.0687	草生地	-	同上	同上	別添1参照	別添2参照		
8	阿賀町 津川字古四王平	3905-1	102	15	52	山林	0.3931	杉	80	同上	同上	別添1参照	別添2参照		
9	阿賀町 津川字茶畑	1808-1	102	10	47	山林	0.1092	杉	54	同上	同上	別添1参照	別添2参照		



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現状樹種	現状年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	阿賀町 津川字下空野	2759	97	6	5	山林	0.0353	杉	62					
2	阿賀町 津川字下空野	2760-2	97	6	4	山林	0.0274	杉	62					
3	阿賀町 津川字大浦	2791-1	97	8	5	山林	0.1615	杉	82					
4-1	阿賀町 津川字大浦	2794	97	9	14	山林	0.1317	杉	82					
4-2	阿賀町 津川字大浦	2794	97	9	15	山林	0.0000	杉	82					
5	阿賀町 津川字玉泉寺上	2188	102	2	12	畑	0.0472	杉	57					
6	阿賀町 津川字上空野	2360	102	8	1	畑	0.0476	杉	57					
7	阿賀町 津川字姥坂下	3902	102	11	6	山林	0.0687	草生地	-					
8	阿賀町 津川字古四王平	3905-1	102	15	52	山林	0.3931	杉	80					
9	阿賀町 津川字茶畑	1808-1	102	10	47	山林	0.1092	杉	54					

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏名

阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住所

氏名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現状 樹種	現状 年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
11	阿賀町 津川字茶畑	1823-1	102	10	40	山林	0.0141	杉	67					
12	阿賀町 津川字茶畑	1824-1	102	10	39	山林	0.0459	杉	67					
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏 名

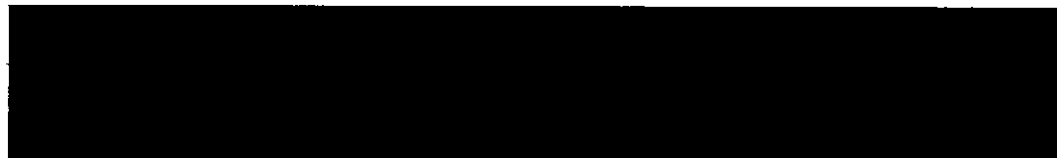
阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

氏 名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益を経営管理に係る経費に充当する。

### (2) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (5) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生した場合、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (6) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (7) 甲への収益及び経費の開示

甲から乙に対し、経営管理に係る経費及び木材の販売による収益の額の開示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

### (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	阿賀町 津川字下空野	2759	97	6	5	
2	阿賀町 津川字下空野	2760-2	97	6	4	
3	阿賀町 津川字大浦	2791-1	97	8	5	
4-1	阿賀町 津川字大浦	2794	97	9	14	
4-2	阿賀町 津川字大浦	2794	97	9	15	
5	阿賀町 津川字玉泉寺上	2188	102	2	12	
6	阿賀町 津川字上空野	2360	102	8	1	
7	阿賀町 津川字姥坂下	3902	102	11	6	
8	阿賀町 津川字古四王平	3905-1	102	15	52	
9	阿賀町 津川字茶畑	1808-1	102	10	47	

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	
11	阿賀町 津川字茶畑	1823-1	102	10	40	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
12	阿賀町 津川字茶畑	1824-1	102	10	39	
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	<p>1（経費負担）                      経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費（乙の）負担とする。</p> <p>2（収益の取り扱い）                      経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。</p>
1	阿賀町 津川字下空野	2759	97	6	5	
2	阿賀町 津川字下空野	2760-2	97	6	4	
3	阿賀町 津川字大浦	2791-1	97	8	5	
4-1	阿賀町 津川字大浦	2794	97	9	14	
4-2	阿賀町 津川字大浦	2794	97	9	15	
5	阿賀町 津川字玉泉寺上	2188	102	2	12	
6	阿賀町 津川字上空野	2360	102	8	1	
7	阿賀町 津川字姥坂下	3902	102	11	6	
8	阿賀町 津川字古四王平	3905-1	102	15	52	
9	阿賀町 津川字茶畑	1808-1	102	10	47	

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	1 (経費負担) 経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費(乙の)負担とする。  2 (収益の取り扱い) 経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。
11	阿賀町 津川字茶畑	1823-1	102	10	40	
12	阿賀町 津川字茶畑	1824-1	102	10	39	
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現状樹種	現状年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	阿賀町 津川字西山道西	2014-1	102	9	28	畑	0.0120	杉	57					
2	阿賀町 津川字西山道西	2021	102	9	5	畑	0.1137	杉	62					
3	阿賀町 津川字西山道東	1842	102	10	36	畑	0.0201	草生地	-					
4	阿賀町 津川字西山道東	1842-子	102	10	34	山林	0.0016	草生地	-					
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏 名

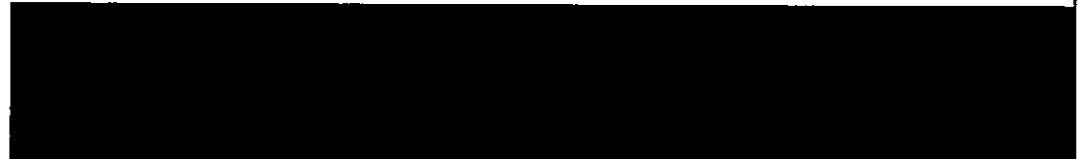
阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

氏 名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益を経営管理に係る経費に充当する。

### (2) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (5) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生した場合、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (6) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (7) 甲への収益及び経費の開示

甲から乙に対し、経営管理に係る経費及び木材の販売による収益の額の開示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

### (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	
1	阿賀町 津川字西山道西	2014-1	102	9	28	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2	阿賀町 津川字西山道西	2021	102	9	5	
3	阿賀町 津川字西山道東	1842	102	10	36	
4	阿賀町 津川字西山道東	1842-子	102	10	34	
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	1（経費負担） 経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費（乙の）負担とする。  2（収益の取り扱い） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。
1	阿賀町 津川字西山道西	2014-1	102	9	28	
2	阿賀町 津川字西山道西	2021	102	9	5	
3	阿賀町 津川字西山道東	1842	102	10	36	
4	阿賀町 津川字西山道東	1842-子	102	10	34	
5						
6						
7						
8						
9						
10						



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現状樹種	現状年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	阿賀町 津川字西山道西	2023	102	9	4	畑	0.1377	杉	62					
2	阿賀町 津川字西山道西	2025	102	8	32	山林	0.0618	杉	62					
3	阿賀町 津川字西山道西	2026	102	9	1	畑	0.1173	杉	62					
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏 名

阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

氏 名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益を経営管理に係る経費に充当する。

### (2) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (5) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生した場合、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (6) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (7) 甲への収益及び経費の開示

甲から乙に対し、経営管理に係る経費及び木材の販売による収益の額の開示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

### (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	
1	阿賀町 津川字西山道西	2023	102	9	4	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2	阿賀町 津川字西山道西	2025	102	8	32	
3	阿賀町 津川字西山道西	2026	102	9	1	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別添2・木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	1（経費負担） 経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費（乙の）負担とする。  2（収益の取り扱い） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。
1	阿賀町 津川字西山道西	2023	102	9	4	
2	阿賀町 津川字西山道西	2025	102	8	32	
3	阿賀町 津川字西山道西	2026	102	9	1	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						





乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業 番号	地目	面積 ha	現状 樹種	現状 年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	阿賀町 津川字西山道東	1872	102	10	19	山林	0.0171	杉	92					
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏 名

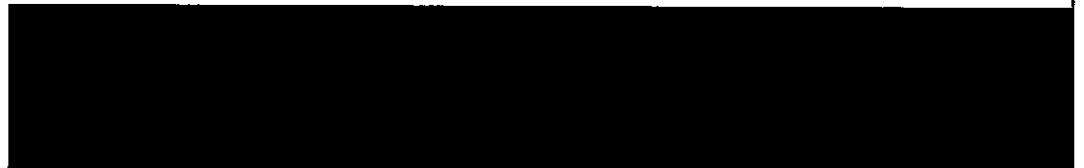
阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

氏 名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益を経営管理に係る経費に充当する。

### (2) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (5) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生した場合、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (6) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (7) 甲への収益及び経費の開示

甲から乙に対し、経営管理に係る経費及び木材の販売による収益の額の開示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

### (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	
1	阿賀町 津川字西山道東	1872	102	10	19	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	1（経費負担） 経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費（乙の）負担とする。  2（収益の取り扱い） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。
1	阿賀町 津川宇西山道東	1872	102	10	19	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現状樹種	現状年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	阿賀町 津川字西山道西	2090	102	8	12	山林	0.0099	杉	57					
2	阿賀町 津川字西山道西	2087	102	8	14	畑	0.0239	杉	57					
3	阿賀町 津川字西山道西	2087-1	102	8	15	畑	0.0329	杉	57					
4	阿賀町 津川字西山道西	2047	102	8	43	畑	0.0238	草生地	-					
5	阿賀町 津川字西山道西	2046	102	8	44	畑	0.0373	草生地	-					
6	阿賀町 津川字西山道西	2039	102	8	51	畑	0.0102	草生地	-					
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏 名

阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

氏 名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益を経営管理に係る経費に充当する。

### (2) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (5) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生した場合、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (6) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (7) 甲への収益及び経費の開示

甲から乙に対し、経営管理に係る経費及び木材の販売による収益の額の開示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

### (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	
1	阿賀町 津川字西山道西	2090	102	8	12	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2	阿賀町 津川字西山道西	2087	102	8	14	
3	阿賀町 津川字西山道西	2087-1	102	8	15	
4	阿賀町 津川字西山道西	2047	102	8	43	
5	阿賀町 津川字西山道西	2046	102	8	44	
6	阿賀町 津川字西山道西	2039	102	8	51	
7						
8						
9						
10						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	1（経費負担） 経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費（乙の）負担とする。  2（収益の取り扱い） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。
1	阿賀町 津川字西山道西	2090	102	8	12	
2	阿賀町 津川字西山道西	2087	102	8	14	
3	阿賀町 津川字西山道西	2087-1	102	8	15	
4	阿賀町 津川字西山道西	2047	102	8	43	
5	阿賀町 津川字西山道西	2046	102	8	44	
6	阿賀町 津川字西山道西	2039	102	8	51	
7						
8						
9						
10						



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業 番号	地目	面積 ha	現状 樹種	現状 年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	阿賀町 西宇町境道南	360-1	134	1	53	山林	0.0608	杉	90					
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏 名

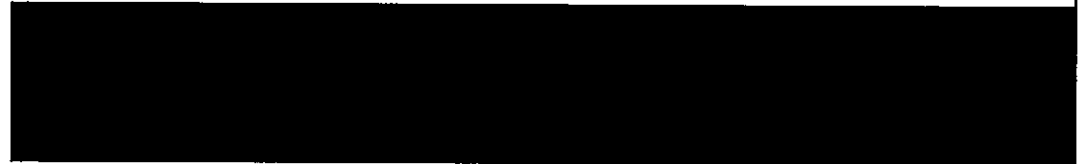
阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

氏 名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益を経営管理に係る経費に充当する。

### (2) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (5) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生した場合、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (6) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (7) 甲への収益及び経費の開示

甲から乙に対し、経営管理に係る経費及び木材の販売による収益の額の開示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

### (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。



別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	
1	阿賀町 西字町境道南	360-1	134	1	53	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	
1	阿賀町 西字町境道南	360-1	134	1	53	<p>1（経費負担）                      経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費（乙の）負担とする。</p> <p>2（収益の取り扱い）                      経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。</p>
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						



乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所在地	地番	林班	小班	施業 番号	地目	面積 ha	現状 樹種	現状 年輪	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	同意印	
1	阿賀町 赤岩字猿田	4829	131	1	63	原野	0.0115	その他広葉樹	57					
2	阿賀町 赤岩字猿田	3003	131	1	64-7	山林	0.0019	杉	67					
3	阿賀町 赤岩字猿田	3015	131	1	64-9	原野	0.0112	杉	67					
4	阿賀町 赤岩字猿田	3002	131	1	64-10	原野	0.0023	草生地	-					
5	阿賀町 赤岩字猿田	3003-2	131	1	64-11	原野	0.0221	草生地	--					
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

氏 名

阿賀町長 神田 一秋

印

権利の設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所

氏 名



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

## 2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益を経営管理に係る経費に充当する。

### (2) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (3) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (4) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

### (5) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生した場合、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

### (6) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

### (7) 甲への収益及び経費の開示

甲から乙に対し、経営管理に係る経費及び木材の販売による収益の額の開示を求められた場合は速やかに応じなければならない。

### (8) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施する予定の森林について、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 損害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知及び届出

① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。

② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

対象森林						経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	<p>1 (森林整備をする者) 経営管理実施権は設定せず、町が市町村森林経営管理事業による森林整備を実施する。</p> <p>2 (森林整備の内容) 乙は、委託存続期間中に除間伐等を1回以上もしくは主伐を実施することとする。尚、主伐を実施した場合、伐採跡地には植栽もしくは天然更新を行う。また、販売可能な木材の販売を行うものとする。</p> <p>3 (巡視) 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。</p>
1	阿賀町 赤岩字猿田	4829	131	1	63	
2	阿賀町 赤岩字猿田	3003	131	1	64-7	
3	阿賀町 赤岩字猿田	3015	131	1	64-9	
4	阿賀町 赤岩字猿田	3002	131	1	64-10	
5	阿賀町 赤岩字猿田	3003-2	131	1	64-11	
6						
7						
8						
9						
10						

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法

対象森林						木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法
番号	所在地	地番	林班	小班	施業番号	1（経費負担） 経営管理権に基づき乙が経営管理を行うために要した経費は、森林環境譲与税を活用し全額公費（乙の）負担とする。  2（収益の取り扱い） 経営管理権に基づき乙が実施する伐採等の結果生じた木材の販売による収益は甲に還元はせず、本経費に充当する。
1	阿賀町 赤岩字猿田	4829	131	1	63	
2	阿賀町 赤岩字猿田	3003	131	1	64-7	
3	阿賀町 赤岩字猿田	3015	131	1	64-9	
4	阿賀町 赤岩字猿田	3002	131	1	64-10	
5	阿賀町 赤岩字猿田	3003-2	131	1	64-11	
6						
7						
8						
9						
10						